

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成 25 年 12 月 20 日

支出負担行為担当官

大阪航空局長 福本 啓二

1. 工事概要

- (1) 工 事 名 下地島空港R X局舎空気調和設備工事
- (2) 工事場所 下地島空港R X局舎：沖縄県宮古島市伊良部下地島空港内
- (3) 工事内容 本工事は、下地島空港R X局舎に別途撤去した空気調和設備を設置する工事である。

【空気調和設備】

1) 航空保安施設用

・下地島空港R X局舎

- ・空冷式パッケージ形空気調和装置 2 台（移設品）
- ・空気調和装置動力制御盤 1 面（移設品）

- (4) 工 期 契約締結の翌日から平成 26 年 3 月 28 日まで。
- (5) 本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後 VE 方式の試行工事である。
- (6) 本工事は、入札等を電子入札システムで行う対象工事である。
なお、電子入札システムによりがたい者は、発注者の承諾を得て、紙入札方式に代えることができる。

2. 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）（以下「予決令」という。）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (2) 開札時までには大阪航空局の平成 25・26 年度一般（指名）競争参加資格者のうち「管工事業」で A 又は B 等級の認定を受けていること。（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき、更生手続き開始の申し立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき、再生手続き開始の申し立てがなされている者については、手続き開始の決定後、大阪航空局長が別に定める手続きに基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）

- (3) 会社更生法に基づき、更生手続き開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき、再生手続き開始の申し立てがなされている者（2. (2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札までの期間に、大阪航空局長から「航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和 59 年 6 月 28 日付空経第 386 号）」に基づく指名停止を受けていないこと。
- (5) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (6) 沖縄県内に建設業法に基づく本社、支店又は営業所があること。
- (7) 平成 10 年 4 月 1 日以降に完成・引き渡し完了した、下記の要件を満たす工事（以下「同種工事」という。）の実績を有する者であること。（元請けとしての実績に限る。共同企業体の構成員としての実績は、出資比率 20%以上の場合に限る。）

なお、当該実績が平成 13 年 4 月 1 日以降に完成した国土交通省の発注した工事である場合は、工事成績評定の評定点が 65 点未満であるものを除く。

同種工事：

空気調和設備工事で、下記 1) 及び 2) の要件をすべて満たすもの。

- 1) 空調用途：精密機器室（「精密機器」とは無線・通信機器、電算機、制御機器等をいう。）*1
- 2) 空調方式：パッケージ形空気調和機

上記 1) 及び 2) は、同一工事の実績であること。

*1 「精密機器室」であっても、その用途が一般室（事務室、教室等）として使用される部屋は、同種工事の対象外とする。

- (8) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を本工事に専任で配置できること。ただし、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 26 条第 3 項に該当しない場合は、専任の義務は要しない。

なお、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、監理技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある。

- 1) 1級管工事施工管理技士、2級管工事施工管理技士又はこれらと同等以上の資格を有する者と国土交通大臣が認定した者であることであること。
- 2) 2.(7)に掲げる工事の経験を有する者であること。
- 3) 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
- 4) 競争入札に参加しようとする者との間で、直接的かつ恒常的な雇用関係があること。これを証することができる資料を求めることがあり、その提示がなされない場合は競争入札に参加できないことがある。
- 5) 主任技術者又は監理技術者の専任を要しない期間は以下のとおりとする。
 - ① 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間。(現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事が開始されるまでの期間。)なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員との打合せにおいて定める。
 - ② 工事完了後、検査が終了し(発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。)、事務手続き、後片付け等のみが残っている期間。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、請負者に通知した日(例:「完成検査確認通知書」等における日付)とする。
- (9) 大阪航空局が発注した管工事で、平成23年4月1日以降に完成した施工実績がある場合においては、これらに係る工事成績評定の平均が65点以上であること。
- (10) 競争入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。(資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。)
- (11) 本工事に係る設計業務等の受託者との間に資本関係又は人的関係がないこと。なお、「本工事に係る設計業務等の受託者」とは、「(株)施設工学研究所」である。

3. 入札手続等

(1) 担当部局

〒540-8559

大阪府中央区大手前4丁目1番76号 大阪合同庁舎第4号館15階
国土交通省大阪航空局総務部経理課 契約係

電話番号 06-6949-6206

(2) 入札説明書の交付期間、場所及び方法

交付期間 平成 25 年 12 月 20 日から平成 26 年 1 月 9 日まで。
(土曜日、日曜日、祝日及び平成 25 年 12 月 30 日から平成 26 年 1 月 3 日を除く毎日、09 時 00 分から 17 時 00 分までの間。)ただし、見積りに必要な図面、仕様書等については、競争参加資格の結果の通知に併せ配付する。

交付場所 1) 3. (1) 担当部局

2) 〒901-0143

沖縄県那覇市安次嶺 531-3

国土交通省 大阪航空局 那覇空港事務所 会計課

電話 098-859-5106

3) 〒906-0507

沖縄県宮古島市伊良部町字佐和田 1739-4

国土交通省 大阪航空局 下地島空港出張所

電話 0980-78-3415

交付方法 無償にて貸与する。ただし、関係書類の交付・返却に要する費用は実費負担とする。

(3) 申請書、資料の提出期間、場所及び方法

提出期間 平成 25 年 12 月 20 日から平成 26 年 1 月 9 日まで。

(土曜日、日曜日、祝日及び平成 25 年 12 月 30 日から平成 26 年 1 月 3 日を除く毎日、09 時 00 分から 17 時 00 分までの間。)

提出場所 3. (1) と同じ。

申請書及び資料は、郵送(宅配便を含む。以下同じ。)

又は持参により提出すること(部数1部)。ただし、いずれの場合も、必ず事前に電子入札システムにより提出すること。

(4) 入札及び開札の日時、場所、入札書の提出方法

入札書は、平成 26 年 2 月 12 日 17 時 00 分までに、電子入札システムにより提出すること。ただし、電子入札システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得たうえで、開札日時までに 3. (1) あて持参すること(郵送又は託送による提出は認めない。)

開札は、平成 26 年 2 月 13 日 15 時 00 分、大阪航空局入札室において行う。

4. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

- (2) 入札保証金及び契約保証金

1) 入札保証金 免除。

2) 契約保証金 免除。

- (3) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者が行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者が行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

- (4) 落札者の決定

予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがあるとき、著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

- (5) 配置予定監理（又は主任）技術者の確認

落札者決定後、CORINS等により配置予定の技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。

なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、申請書の差替えは認められない。

- (6) 専任の監理（又は主任）技術者の配置が義務付けられている工事であって、低入札価格調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合、専任の監理（又は主任）技術者とは別に、同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある。（入札説明書参照）

- (7) 手続きにおける交渉の有無 無。

- (8) 契約書作成の要否 要。

- (9) 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随時契約により締結する予定の有無 無。

- (10) 関連情報を入手するための照会窓口 3.(1)に同じ。

- (11) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加

2.(2)に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も3.(3)により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するため

には、開札の時において、2. (2)に掲げる資格の認定を受けていなければならない。

(12) 契約後V Eの提案

契約締結後、受注者は設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができる。提案が適正と認められた場合には、設計図書を変更し、必要があると認められる場合には請負代金額の変更を行うものとする。詳細は特記仕様書等による。

(13) その他詳細は入札説明書による。